

生徒心得

学校の運営は、学則の定めるところによって行われるが、なお、生徒が日常生活において、秩序を守り、学習の効果を高め、品性を培うために守るべき細則をここに示し、清新刺とした校風を樹立するための指針とする。

第1章 登下校

- 1 朝は8時30分までに登校する。
- 2 通学は「生徒カード」に記入した方法で行う。
- 3 通学時に、万一事故があった場合は速やかに学校にも連絡する。
- 4 自転車通学をする者は、所定の用紙により届け出て学校の許可を受ける。自宅から最寄りの駅まで自転車を使用する場合もこれに準ずる。学校に駐輪する場合は、指定の場所に駐輪する。
- 5 休業日も含めて、オートバイ・自動車を登下校に使用することは制服、私服にかかわらず禁止する。(家族以外の者が運転するオートバイ・自動車への同乗も含む。)また、登下校以外でも、制服を着用しての乗車や学校活動の交通手段としてオートバイ・自動車を使用することを禁止する。
- 6 放課後も校内に残るときは、クラス担任・部顧問等の許可を受ける。その場合も、午後7時までには下校する。下校の際は、戸締り・消灯を確認する。

第2章 学校生活

- 1 学校の備品は許可を得て使用する。
 - 2 誤って備品や建物を破損した時は、速やかに届け出る。
 - 3 展示・掲示等は生徒会の許可を得て行う。
 - 4 他校の部、生徒会等の団体との交流は担当職員の許可を得て行う。
 - 5 校内で発病したり、けがをしたときは速やかに申し出る。
 - 6 各クラスで、金銭その他物品の徴収をするときは、クラス担任の許可を得る。
- ※ 所定の手続きに従って、許可を得てから徴収を行うこと。なお返金が出た場合の手続きは、別途定めに従い返金すること。
- 7 各ホームルームには日直をおき、その日にあった伝達事項・行事・授業等に関する全ての記録を日誌に記入し、担任に提出する。また、休み時間に黒板を清掃し、黒板拭きをきれいにしておく。

第3章 所持品・貴重品

- 1 登校時から下校時に、ピアス・ネックレスの着用を禁止する。
- 2 授業中における携帯電話・スマートフォンの使用を禁止する。ただし、BYOD や調べ学習等で教員の許可がある場合を除く。
- 3 所持品には必ず記名する。
- 4 金銭、貴重品、その他の所持品の保管には十分留意する。
- 5 金銭、貴重品を紛失した時、また、それを拾得した時は、すぐにクラス担任に届け出る。

6 学業に関係のないもの及び危険物等を持ち込まない。

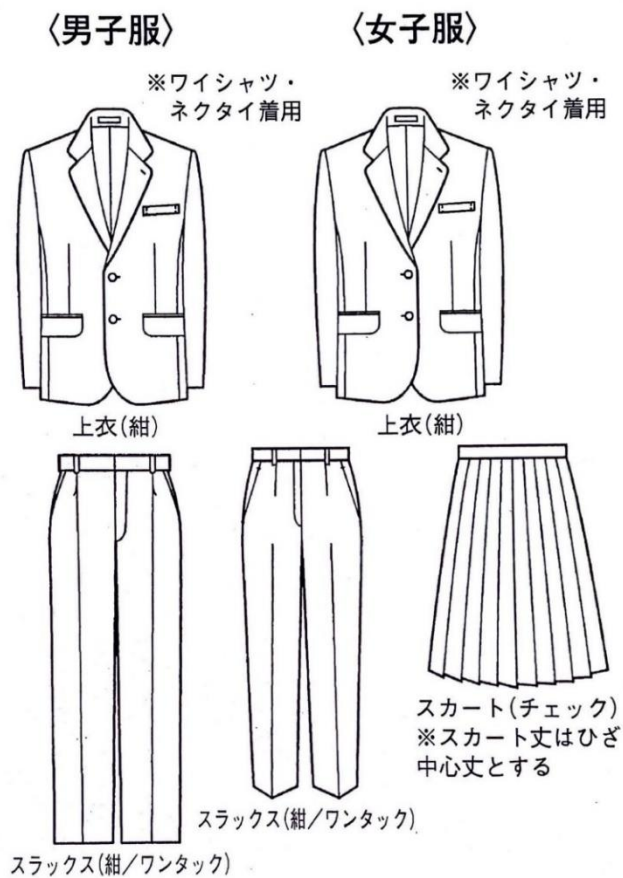
第4章 服装等について

制服は以下の通りとする。

| | |
|-----------|---------------|
| 男子 | 女子 |
| 白のワイシャツ | 白のワイシャツ |
| 指定のネクタイ | 指定のネクタイまたはリボン |
| ブレザー及び | ブレザー及び |
| スラックス | スカート（スラックス） |
| 学校指定のニット類 | 学校指定のニット類 |
| 校章 | 校章 |

※礼式・儀礼などの行事の場合はネクタイを着用する。
特別の指示のない場合、女子はネクタイの代わりにリボンの着用は可とする。

※ 夏服は略服として、上着を脱ぎワイシャツを着用すること。



- 1 登下校，在校時間中は，定められた制服を着用する。
- 2 ワイシャツは白色無地のものを着用する。ただし，夏期に白のポロシャツ（ワンポイントは可）を着用してもよい。
- 3 制服には校章をつける。
- 4 うわばき，体育館シューズは指定のものを使用する。
- 5 衣替えは6月1日及び11月1日とする。

移行期間について

- ※1 移行期間については別途定める。
- ※2 衣替え移行期間中は，夏服・冬服併用を可とする。
- 6 オーバー・コート等の防寒着は，ブレザーの上に着用すること。
- 7 頭髪については，染色・脱色・パーマ等手を加えることを禁止する。
- 8 やむを得ない事由により異装を必要とする場合は，速やかに担任に届ける。
- 9 サンドル・スウェット・ジャージ等での登下校は禁止する。

第5章 諸願い・諸届

- 1 在校時間中の外出は禁止する。やむをえず外出する時は，クラス担任に届け出て，外出許可証を携帯する。
- 2 欠席・遅刻・早退・欠課及び忌引をする場合には，事前に，原則として保護者が連絡をする。
- 3 忌引は次の通りである。

| | |
|---------------|----|
| 父母 | 7日 |
| 祖父母，曾祖父母，兄弟姉妹 | 3日 |
| その他の近親 | 1日 |

なお，遠隔地については，延長ができる。

- 4 授業中，病気その他の理由で退出する時は教科担任の許可を受ける。
- 5 特別の理由により所定の服を着用できない場合は，異装届に記入し許可を受ける。
- 6 旅行・キャンプ・登山等は事前に旅行届を担任に提出する。
- 7 アルバイトをする場合はアルバイト届を事前に担任に提出する。
- 8 運転免許を取得した場合は，担任に運転免許届を提出すること。
- 9 万が一，交通事故にあった場合は，後日，クラス担任を通じて事故報告書を提出する。

第6章 テスト受験

- 1 机の中は空にし，机上には筆記用具のみとする。下敷き，筆箱も机上には置かず，カバンに入れておくこと。（机の上の落書きは事前に消しておく。）
- 2 荷物はカバンに入れ，教室の前後に置く。
（携帯電話等は電源を切り，カバンに入れる。時計機能等の利用のために机上に置いておくことも厳禁する。）
- 3 窓側から出席番号順に着席する。
- 4 テスト用紙配布後の私語は禁止する。

- 5 終了の合図があっても、テスト用紙の回収が終わるまで私語をせず、席を立たない。
- 6 試験用紙の回収は、原則として列の一番後ろの生徒が行うこと。
- 7 カンニング等の不正行為は、厳禁とする。(計算機能付きの腕時計を見る・文字情報表示の携帯機器を見るなどの行為はカンニングと見なす。)
- 8 途中退席は原則として認めないが、体調不良等困ったことがある場合は、手を挙げて監督の教員の指示をおおぐこと。